

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金71,428円を支払うものとする
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成27年10月15日

(2) 事故発生場所

鳥取市立川町五丁目地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、主要地方道鳥取福部線を普通乗用自動車で行中、マンホールの蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。